

平成30年度税制改正～所得税～

給与所得控除の見直し

平成30年度税制改正により給与所得控除の見直しが行われました。その改正内容についてお知らせいたします。

(1) 給与所得控除等

① 給与所得控除について、次の見直しが行われました。

- イ 控除額を一律 10 万円引き下げる。
- ロ 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円、その上限額を 195 万円に引き下げる。

② 上記①の見直しの結果、給与所得控除額は次のとおりとなります。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5 万円以下	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	その収入金額 × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	その収入金額 × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	その収入金額 × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	その収入金額 × 10% + 110 万円
850 万円超	195 万円

③ 上記①の見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。

(2) 所得金額調整控除

給与所得者のうち、同一の生計内に 22 歳以下の扶養親族のいる「子育て世帯」や特別障害者がいる「介護世帯」については、給与収入が 850 万円を超えても増税とならない措置が講じられています。

具体的には、子育て、介護世帯では給与収入 850 万円超でも給与所得控除を現行より一律 10 万円引下げるとどめ、基礎控除の 10 万円引上げと相殺することで増減税ゼロとしています。

概要は以下のとおりです。

(国税・地方税)

- ① その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（その給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除する。
- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額（以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。）及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額（以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。）がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額（給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円）の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除する。
- ③ 上記①の所得金額調整控除は、年末調整において、適用できることとする。
- ④ 公的年金等に係る確定申告不要制度における公的年金等に係る雑所得以外の所得金額を算定する場合には、上記②の所得金額調整控除を給与所得の金額から控除する等の所要の措置を講ずる。

<適用時期>

この改正は、平成 32 年分以後の所得税及び平成 33 年度分以後の個人住民税について適用されます。